

雇用機会の増大が必要な地域等で求職者等を雇い入れることに伴い、 事業所を設置・整備あるいは創業した事業主の方への給付金

5 地域雇用開発助成金

雇用機会が特に不足している雇用開発促進地域（地域雇用開発促進法第7条第1項に規定する同意雇用開発促進地域）、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域、特に若年者の失業者が慢性的に滞留している沖縄県における雇用構造の改善を図るため、その地域に居住する求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備あるいは創業する事業主に対して、**I 地域求職者雇用奨励金**、**II 沖縄若年者雇用促進奨励金**を支給します。

I 地域求職者雇用奨励金

各地域において、雇い入れた支給対象者の人数及び事業所の設置・整備の費用に応じて一定額を助成します。
なお、設置・整備の対象については、国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含みます。）の補助対象となっているものを除くなどの一定の条件があります。

1 同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域（※1）

受給できる事業主

(1) 地域内での労働者の雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備に関する計画（**計画届**）を当該地域の管轄労働局長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（**完了届**）を管轄労働局長に提出した日（完了日）までの間（**最大18か月**）に**当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者**（雇用保険の一般被保険者）（以下「対象労働者」（※2）といいます。）として**3人（ただし、創業に限り2人）以上雇い入れ**、かつ、それに伴い事業所の事業の用に供する施設又は設備を設置し、又は整備（設置・整備）を行う（その費用の合計額が**300万円以上**のものに限る。）事業主であること。

※1 同意雇用開発促進地域は都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域であり、過疎等雇用改善地域は厚生労働大臣が指定する地域です。

(2) (1)の雇入れが同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

(3) 賃金の支払いの状況を明らかにする書類等、労働関係帳簿類及び会計関係帳簿類を整備している事業主であること

※2 以下に該当するものは対象労働者となりませんのでご注意ください。

①計画期間外に雇入れられた者、②雇用期間の定めのある者、③トライアル雇用労働者、外国人実習生等の助成金の趣旨に合致しない者、④過去3年間に当該事業所で雇用保険の被保険者として雇用されていた者や職場適応訓練を受けた者、⑤新規学卒者、⑥資本金や組織的な関連のある事業主間で雇い入れられていた者、⑦縁故採用の者（一般公募採用等の手続きを経ていない者）、⑧アルバイト等、従来より、当該事業所で雇われていた者、⑩設置・整備が行われた事業所以外で就労する者

受給できる額

対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

() 内は創業の場合

創造地域重点分野に該当する事業主の特例措置

地域求職者雇用奨励金の支給対象事業主で、雇入れ計画書提出時に、当該事業主の行う事業が同意自発雇用創造地域（地域雇用開発促進法第10条第1項に規定する同意自発雇用創造地域）の地域重点分野に該当すると都道府県労働局長が認定した事業主に対しては、完了届提出後も、相当数の雇入れを続ける等の、一定の条件を満たした場合は、第4，5回目の助成金の支給が行われます。

受給のための手続

(1) 計画から受給までの基本的な手続は、次のとおりです（次ページ参考図参照）

イ 「地域雇用開発助成金事業所設置・整備及び雇入れ計画書」の提出（①）

ロ 事業所の設置・整備

ハ 労働者の雇入れ（②）

ニ 「事業所設置・整備及び雇入れ完了届」、「地域雇用開発助成金申請資格確認届」、「地域求職者雇用奨励金支給申請書（申請書は以後1年ごと）」の提出（③）

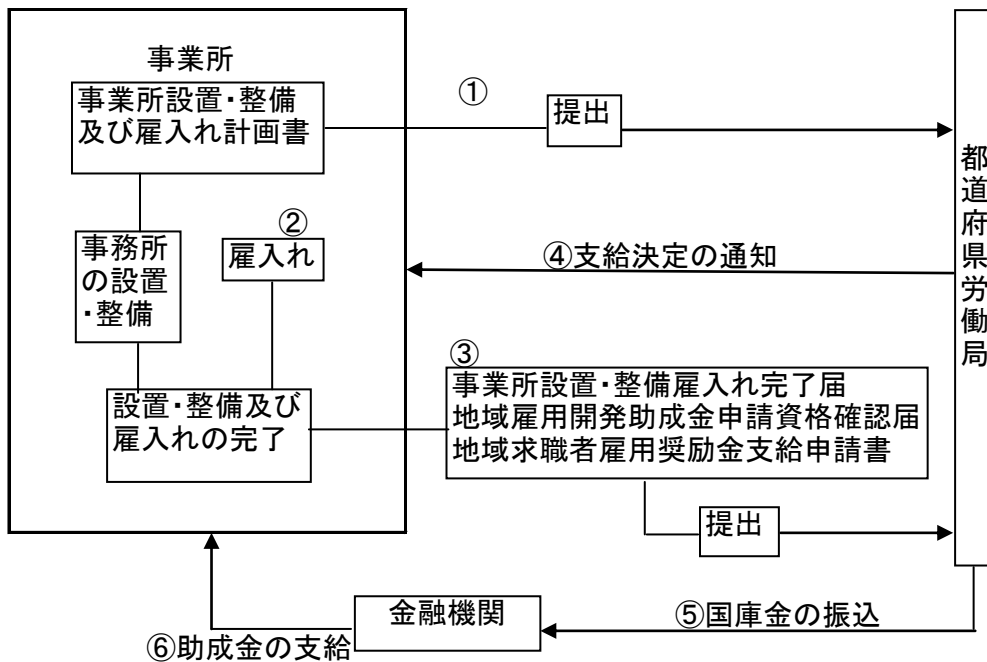
ホ 助成金の受給

(2) (1)のニの完了届提出と同時に、「地域雇用開発助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発助成金事業所設置・整備費用申告書」並びに関係添付資料を提出していただきます。

(3) 申請書等を提出していただいた後、設置・整備費用又は雇入れ労働者等の確認を行いますので、ご協力をお願い致します。

(4) 計画の変更又は撤回、計画の完了後に雇用調整を行うなど雇用開発を中止する場合等は、都道府県労働局へご相談ください。

地域求職者雇用奨励金に係る手続の流れ図（モデルケース・同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域に係るもの）



支給要件

- (1) 完了日の翌日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数が、完了日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数未満となったとき、当該奨励金は支給されません。
- (2) 完了日後において、当該事業所で対象労働者を雇用しなくなったとき（当該雇用しなくなったとき以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者を雇い入れたときは除きます。ただし、解雇等事業主都合で離職させた事業主は、対象労働者の補充は行えません。）、当該奨励金は支給されません。

2 同意雇用開発促進地域における特別の措置

受給できる事業主

地域内において、同意雇用開発促進地域の雇用構造の改善に特に資すると認められる雇用機会の増大に関する大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受け、当該大規模雇用開発計画の定める雇用開発期間（雇入れ及びそれに伴う事業所の設置を開始する日から完了する日までの期間。最大2年）内に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の短時間労働者以外の一般被保険者に限る）として100人以上雇入れ、かつ、それに伴い事業所を新たに設置（その費用の合計額が50億円以上のものに限る）する事業主であること。

受給できる額

対象労働者の数及び事業所の設置に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

50億円以上、100人以上雇入れ	1億円
50億円以上、200人以上雇入れ	2億円

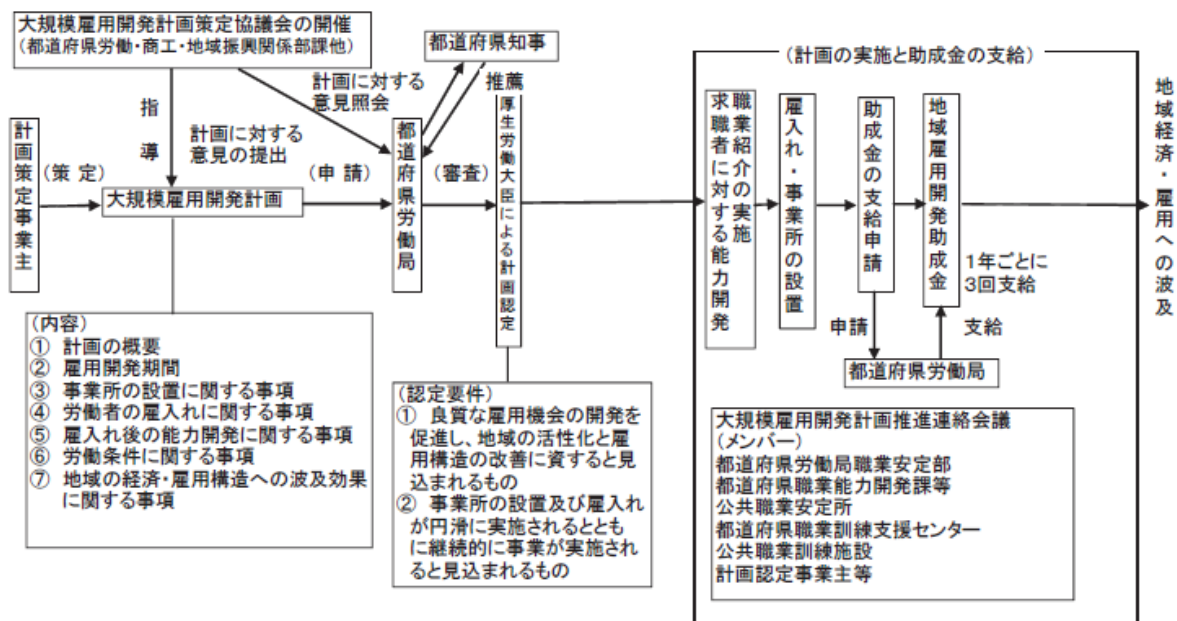
支給要件

- (1) 認定された大規模雇用開発計画の認定を厚生労働大臣が取り消した場合には、その後の当該奨励金は支給されません。
- (2) 計画の完了した日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所に雇い入れた対象労働者の人数が助成額の算定に係る人数を下回る場合には、当該奨励金は支給されません。

計画の作成

- (1) 計画を作成する場合には、都道府県労働局職業安定主務課の指導を受ける必要があります。
- (2) 計画の認定を受けるための申請書は都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出することとなります。

フローチャート



受給のための手続

「地域雇用開発助成金申請資格確認届」提出と同時に、「地域雇用開発助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発助成金事業所設置・整備費用申告書」及び関係添付資料等を提出し、申請資格を受けると同時に、「地域求職者雇用奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて管轄労働局に支給申請を行ってください。その後1年ごとに支給申請を行ってください。

II 沖縄若年者雇用促進奨励金

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主になります。

- ① 沖縄県の区域内において、300万円以上の事業所の施設や設備を新設、増設、購入又は賃借して、新たに事業を始め、又は拡大すること。
- ② ①に伴い、沖縄県の区域内に居住する35歳未満の求職者（以下「沖縄若年求職者」という。）を継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として3人以上雇入れること。
- ③ ①の事業所の設置・整備及び②の求職者の雇入れについての計画を自ら作成し、その計画書に基づいて事業所の設置、整備及び雇入れを行った事業主であること。

受給できる額

設置・整備及び雇入れ完了日から1年間（対象労働者等の定着状況が特に優良な場合は2年間）雇入れた沖縄県の区域内に居住する沖縄若年求職者に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法（雇入れ事業所の前年度の確定保険料から労働者1人当たりの平均賃金を求め、これに一定の調整率を乗じて得た額）により算定した額の1/4（中小企業については1/3）を助成（助成額には限度があります。）します。

また、計画日から完了日までの間に、沖縄若年求職者に加え沖縄県に居住する新規学卒者を雇入れた中小企業の事業主については、当該新規学卒者に支払った賃金に相当する額の1/3（1年間に限る。）を助成します。

受給のための手続

- ① 事業所の設置・整備に伴う雇入れを予定している事業主は、計画書を沖縄労働局長に提出してください。計画を提出した日以後の事業所の雇入れが助成の対象となります。
- ② 事業所の設置・整備に伴う雇入れが完了したときは、必要な書類を添えて完了届を提出してください。申請資格の確認を行います。
- ③ 支給を受けるためには、支給対象期間（6か月）ごとに、それぞれの支給対象期間後1か月以内に必要な書類を添えて支給申請を行ってください。

その他(地域雇用開発助成金全般について)

※ 地域雇用開発助成金の支給に際しては、以下の要件に該当した場合には助成金は支給されません。

- (1) 計画日から完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主、あるいは全労働者の6%（その数が3人以下の時は3人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、沖縄若年者雇用促進奨励金は支給されません。
- (2) 完了日から起算して6か月を経過した日以後、計画に基づき雇入れた者を解雇等事業主都合で離職させた事業主については、以後、当該計画に係る沖縄若年者雇用促進奨励金の支給はされません。
- (3) 計画日から完了日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主あるいは全労働者の6%（その数が3人以下の時は3人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、地域求職者雇用奨励金は支給されません。
- (4) 労働保険料の納付を滞納している事業所は当該助成金の支給は受けられません。
- (5) 不正行為により各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたり助成金の不支給措置がとられている場合には当該助成金の支給は受けられません。
- (6) 労働関係法令の違反により、助成金を支給することが適切でないものと認められる場合は当該助成金の支給は受けられません。

また、雇入れた対象労働者については、雇入れ日において65歳未満の者に限るなどの一定の条件があります。

- (7) 暴力団関係事業所の事業主は当該助成金の支給は受けられません。

※ 手続きその他詳細については、都道府県労働局又は公共職業安定所にお問い合わせください。